

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 浦添市長、浦添市議会議長、浦添市選挙管理委員会、浦添市代表監査委員

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	96.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	81.1%
全職員	63.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長相当職	99.2%
本庁課長相当職	100.3%
本庁課長補佐相当職	—%
本庁係長相当職	106.6%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	97.6%
31～35年	94.2%
26～30年	94.4%
21～25年	92.3%
16～20年	93.3%
11～15年	93.8%
6～10年	92.4%
1～5年	93.8%

【説明欄】

2. (1)「本庁課長補佐相当職」欄について、本市は該当する役職がないため記載なし。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 浦添市教育委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	98.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	100.0%
全職員	55.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長相当職	95.7%
本庁課長相当職	98.1%
本庁課長補佐相当職	—%
本庁係長相当職	98.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	101.5%
31～35年	103.7%
26～30年	88.6%
21～25年	94.1%
16～20年	103.8%
11～15年	95.1%
6～10年	106.4%
1～5年	106.1%

【説明欄】

2. (1) 「本庁課長補佐相当職」欄について、本市は該当する役職がないため記載なし。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 浦添市消防長

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	72.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	75.8%
全職員	37.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長相当職	— %
本庁課長相当職	— %
本庁課長補佐相当職	— %
本庁係長相当職	— %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	— %
26～30年	— %
21～25年	— %
16～20年	70.7%
11～15年	— %
6～10年	95.5%
1～5年	— %

【説明欄】

2. (1) 「本庁部局長相当職」「本庁課長相当職」「本庁係長相当職」について、一方の性別の該当者が存在しないため、記載なし。「本庁課長補佐相当職」欄について、本市は該当する役職がないため記載なし。

2. (2) 記載のないすべての欄について、一方の性別の該当者が存在しないため記載なし。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 浦添市長（水道事業管理者及び下水道事業管理者）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	101.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	82.7%
全職員	87.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長相当職	— %
本庁課長相当職	— %
本庁課長補佐相当職	— %
本庁係長相当職	114.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	91.8%
26～30年	— %
21～25年	82.3%
16～20年	81.1%
11～15年	110.2%
6～10年	114.3%
1～5年	— %

【説明欄】

2. (1) 「本庁部局長相当職」「本庁課長相当職」について、一方の性別の該当者が存在しないため、記載なし。「本庁課長補佐相当職」欄について、本市は該当する役職がないため記載なし。
2. (2) 記載のないすべての欄について、一方の性別の該当者が存在しないため記載なし。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。